

ホーム

金融庁について



報道・広報



政策・審議会



法令・指針等



金融機関情報



国際関係情報



アクセスFSA
(広報誌)

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > [報道発表資料 \(令和8年7月～令和9年6月\)](#) > 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

ポスト

令和8年10月1日

金融庁

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

金融庁では、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1. 改正の概要

令和8年6月17日に公布された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」において、基幹インフラ制度の運用改善について規定されたところ、導入等計画書の記載事項等の変更等の規定の整備を行うほか、その他所要の改正を行います。

具体的な内容については[別紙1～別紙6](#)を御参照ください。

2. 施行日等

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布、施行を予定しています。

この案について御意見がありましたら、**令和8年10月31日（土曜）12時00分（必着）**までに、氏名（法人その他の団体にあっては名称）、職業（法人その他の団体にあっては業種）、連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）及び理由を付記の上、郵便又はインターネットにより、下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記e-Govウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人その他の団体にあっては名称）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報は、御意見の内容に不明な点があった際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させていただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Govヘリンク）](#) 

相談・手続・採用情報

各種窓口のご案内

▶ 金融サービス利用者相談室

▶ 金融行政モニター

情報公開等

パブリックコメント

申請・届出・照会

▶ オンライン行政手続

入札公告等

採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

▶ 関連リンク

金融庁金融研究センター

証券取引等監視委員会

公認会計士・監査審査会

御意見の送付先

金融庁企画市場局総務課調査室

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

URL：<https://www.fsa.go.jp/>

- (別紙1)  [経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）](#)
- (別紙2)  [内閣府・法務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（案）](#)
- (別紙3)  [内閣府・法務省・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（案）](#)
- (別紙4)  [内閣府・財務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（案）](#)
- (別紙5)  [内閣府・厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（案）](#)
- (別紙6)  [内閣府・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令（案）](#)

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）

▶ ウェブサイト受付

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

企画市場局総務課調査室（庁内用3857、3647）

サイトマップ

▶ 金融庁について

▶ 組織

- ▶ 大臣・副大臣・政務官
- ▶ 金融庁の概要
- ▶ 金融庁の改革
- ▶ 所管の法人
- ▶ 予算・決算
- ▶ 政策評価
- ▶ 採用情報

▶ 報道・広報

▶ 報道対応

- ▶ 報道発表資料
- ▶ 記者会見
- ▶ 大臣談話等

▶ 広報活動

- ▶ アクセスFSA（広報誌）
- ▶ 白書・年次報告
- ▶ 職員による講演等
- ▶ 職員による寄稿等 
- ▶ 利用者の方へ
- ▶ 注意喚起情報

▶ 政策・審議会

▶ 基本方針等

- ▶ 金融行政方針
- ▶ 政府方針における金融庁関連の施策

▶ 政策テーマ・施策

- ▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）
- ▶ 政策テーマ等一覧（全体）

▶ 審議会・研究会等

- ▶ 審議会・研究会等一覧
- ▶ 研究・調査

▶ 法令・指針等

▶ 所管法令等

- ▶ 検査・監督の基本方針等
- ▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧
- ▶ 監督指針・事務ガイドライン
- ▶ 監督指針一覧
- ▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧
- ▶ 告示・ガイドライン・Q&A等

▶ 金融機関情報

▶ 全金融機関共通

- ▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連
- ▶ 保険会社関連
- ▶ 金融商品取引業者等関連
- ▶ 金融会社関連

▶ 国際関係情報

▶ 国際関係の取組み

- ▶ 国際金融センター 
- ▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）
- ▶ 監督監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援
- ▶ 国際基準設定主体等の公表資料等
- ▶ 金融安定理事会（FSB）

▶ アクセスFSA（広報誌）

▶ 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

▶ よく閲覧されているページ

▶ 金融研究センター 

▶ 告示・ガイドライン・Q & A・法令解釈事例集一覧

▶ 金融上の行政処分等

▶ バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

▶ 保険監督者国際機構（IAIS）

▶ 証券監督者国際機構（IOSCO）

▶ 金融活動作業部会（FATF）

▶ その他

▲ ページの先頭に戻る

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス（EDINET等）](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000